傍聴要領

沖縄県災害派遣精神医療チーム体制整備事業運営委員会 (県立総合精神保健福祉センター)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望する方は、会議の開催予定日の二営業日前までに、下記連絡先まで、氏名 及び住所又は所属機関名、メールアドレスをお知らせください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (3) 今回の会議の傍聴定員は5名です。
- (4) 入室可能時刻は、会議開催予定時刻の10分前からです。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。
- 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、審議会の会長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

<連絡先>

県立総合精神保健福祉センター 相談指導班 饒平名

TEL: 098-888-1443 メールアト・レス: xx031151@pref.okinawa.lg. ip